

「北海道防災対策推進計画」について

平成30年2月
北海道総務部危機対策局危機対策課

1 北海道強靱化計画と一体化した施策の推進

平成27年3月に策定した北海道防災対策推進計画は、北海道防災対策基本条例で掲げる目的の実現に向け、道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきたが、施策内容については、国土強靱化基本法に基づく北海道強靱化計画と重複していることから、北海道強靱化計画を条例で規定する「推進計画」として位置づけ、一体的な管理のもと効果的かつ効率的な施策推進を図り、北海道の強靱化と防災力の向上に向けた取組を推進する。

北海道防災対策基本条例第10条「抜粋」
知事は、防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 北海道強靱化計画の概要

(1) 計画目標

- ・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る
- ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する
- ・ 北海道の持続的成長を促進する

(2) 施策プログラムの策定等

地震・津波、火山噴火、豪雨、豪雪など北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般等を計画の対象リスクとし、個々の災害リスクへの対応とともに、複合災害も含め本道におけるあらゆる自然災害への対応力を強化することなどに留意し、「人命保護」などの7つのカテゴリーと21の「起きてはならない最悪の事態」（例えば、災害による多数の死傷者の発生等）ごとに、北海道強靱化に向け関係者の連携のもとで推進する施策を提示。（60の施策項目、123の施策を登載）

(3) 計画の着実な推進

北海道強靱化計画の着実な推進を図るため、各施策の取組状況や指標（目標値）の達成状況などについて、北海道総合計画と一体的に中間点検を実施。

また、向こう1年間における具体的な施策の推進方策「アクションプラン」を毎年度末に作成し、計画の実効性を高める。

3 北海道強靱化アクションプラン2018

「北海道強靱化アクションプラン2018」を策定し、平成30年度の施策の展開方向を次のとおりとする。

「まさか」への備えと強靱でやさしい地域づくりに向け、河川整備や住宅・建築物等の耐震化、海岸防災林などのハード対策と、防災訓練等による救助・救急体制の強化などのソフト対策の両面における防災・減災の取組を引き続き推進する。

※ 参考：総務部が推進する具体的な施策（主なもの）

- ・ 防災共通地図を利用した初動対応、避難所運営、物資輸送等の訓練を実施
- ・ 避難勧告等の発令や住民避難が適時適切に行われるよう関係機関との連携を強化
- ・ 専門家派遣事業の継続により、市町村における津波ハザードマップ等の策定を支援
- ・ 避難行動等を解説した漫画リーフレットの利用による住民等への防災意識の啓発
- ・ 1日防災学校への支援を通じて、児童生徒に対する防災教育の促進 など